平成２７年（フ）第８４８号
堺市堺区協和町２丁96　西団地14―106、住民票上の住所堺市西区浜寺石津町東１丁２番３号
債務者　渡邊保温こと　渡邊　宏幸
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８９０号
大阪府大阪狭山市今熊４丁目665番地の78
債務者　松永　佳奈（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８９９号
堺市中区深阪３丁１番１―201号
債務者　管原　初美
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９３４号
堺市南区晴美台１丁30番２―1406号
債務者　渡邊　輝代（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
岡山県津山市横山373番地４　フラワーコーポ　307号
債務者　清原　達也
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２３５号
香川県木田郡三木町大字氷上5109番地６
債務者　川田　徳久
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６号
香川県観音寺市天神町３丁目６番３―102号
債務者　仁尾珠麻子こと　仁尾　玉子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第１４３６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4940番地１　ハピネス篠栗Ｄ102号
債務者　太田　桂子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４５１号
福岡市南区長丘５丁目19番15―205号
債務者　木原　典子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４６３号
福岡県春日市塚原台３丁目５番地３
債務者　山内　利夫
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４６４号
福岡県春日市塚原台３丁目５番地３
債務者　山内　鈴香
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４６７号
福岡市東区舞松原６―３―６　ウェンディ202、住民票上の住所熊本県山鹿市鹿央町千田1524番地　上久野Ａ団地　６号室
債務者　西村　俊治
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４７３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋769番地１　北州ハイツ　305号
債務者　清水　裕二
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４９７号
福岡市西区周船寺１丁目17番６―101号
債務者　長岡　　彩
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５０３号
福岡市中央区今川１丁目12番34号
債務者　安本　孝治（旧姓祐宗）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１００号
北海道苫小牧市新中野町２丁目17番15号　Ｍハイツ201
債務者　小野寺貴志（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１０３号
北海道苫小牧市弥生町２丁目11番１―305号
債務者　板橋　和人
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部